



金 沢 市 公 報

第 2 7 8 7 号

平成26年(2014年)2月12日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

目 次	ページ
告 示	
自転車等を移動し、保管したことについて (歩ける環境推進課)	1
自転車等を撤去し、保管したことについて (")	2
地縁による団体の告示された事項の変更について (市民協働推進課)	3
公 告	
金沢農業振興地域整備計画の変更について (農業振興課)	3
浄化槽保守点検業者の登録事項の変更について (環境指導課)	4
土地区画整理事業の施行者の変動について (市街地再生課)	4
土地区画整理事業の規準の変更の認可について (")	4

土地区画整理組合の理事の就任について (")	5
土地区画整理組合の事業計画の変更認可の申請に係る当該変更事業計画の縦覧について (")	5
選挙管理委員会告示	
金沢市農業委員会委員選挙人名簿の縦覧の場 所について (選挙管理委員会)	5
監査公表	
監査公表(第1号) (監査事務局)	6
公営企業告示	
金沢市ガス供給条例の規定に基づく調整単位 料金の算定について (経営企画課)	7
金沢市液化石油ガス供給条例の規定に基づく 調整単位料金の算定について (")	8

告 示

●金沢市告示第31号

金沢市自転車等駐車場条例(平成3年条例第1号)第11条第1項(同条例第17条第3項において準用する場合を含む。)の規定により、自転車等を移動し、保管したので、金沢市自転車等駐車場条例施行規則(平成3年規則第3号)第7条(同規則第13条において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり告示します。

平成26年2月12日

金 沢 市 長 山 野 之 義

- 保管した自転車等が駐車してあった駐車場又は暫定自転車等駐車場の名称
 - 金沢市営金沢駅第1自転車駐車場
 - 金沢市営金沢駅第2自転車駐車場
 - 金沢市営金沢駅第3自転車駐車場
 - 金沢市営金沢駅原付バイク駐車場
 - 金沢市営金沢駅東自転車駐車場
 - 金沢市営金沢駅西広場地下自転車駐車場
 - 金沢市営本町2丁目自転車駐車場
 - 金沢市営西金沢駅東自転車駐車場
 - 金沢市営西金沢駅西自転車駐車場
 - 金沢市営東金沢駅東自転車駐車場
 - 金沢市営森本駅東第1自転車駐車場
 - 金沢市営森本駅西自転車駐車場
 - 金沢市営野町駅前自転車駐車場
 - 金沢市営みどり1丁目バス停前自転車駐車場

- 金沢市営金石バス停前自転車駐車場
- 金沢市営矢木1丁目自転車駐車場
- 金沢市営観音堂バス停前自転車駐車場
- 金沢市営上荒屋バス停前自転車駐車場
- 金沢市営表参道自転車駐車場
- 金沢市営十間町自転車駐車場
- 金沢市営香林坊自転車駐車場
- 金沢市営柿木畠自転車駐車場
- 金沢市営片町広場自転車駐車場
- 金沢市営武蔵自転車駐車場
- 金沢市営兼六園下暫定自転車駐車場
- 金沢市営金沢駅西暫定自転車駐車場
- 金沢市営此花町自転車駐車場

- 2 保管した自転車等の台数
 - 自転車 141台
 - 原動機付自転車 3台
- 3 自転車等を移動し、保管した日
 - 平成26年1月1日から同月31日まで
- 4 保管した自転車等の返還を申し出る場所
 - 金沢市此花町3番2号
 - 財団法人金沢まちづくり財団
- 5 保管した自転車等を返還する日時及び場所
 - 日時 平成26年2月12日から同年5月11日まで
 - 午前10時から午後7時まで
 - 場所 金沢市問屋町2丁目95番地
 - 金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第32号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例（平成6年条例第45号）第6条第2項及び第7条第2項の規定により、自転車等を撤去し、保管したので、同条例第9条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成26年2月12日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 自転車等を撤去した場所及び撤去し、保管した自転車等の台数

自 転 車 等 を 撤 去 し た 場 所	保 管 し た 自 転 車 等 の 台 数	
金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	6台
香林坊地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	6台
西金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	2台
片町地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	13台
	原 動 機 付 自 転 車	1台
豎町地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	1台
森本駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	3台
片町1丁目地内	自 転 車	1台
泉3丁目地内	自 転 車	1台
安江町地内	自 転 車	1台
下本多町六番丁地内	自 転 車	5台
西念4丁目地内	自 転 車	1台
増泉2丁目地内	自 転 車	3台

菊川1丁目地内	自 転 車	1台
---------	-------	----

- 2 自転車等を撤去し、保管した日
平成26年1月1日から同月31日まで
- 3 保管した自転車等を返還する期間及び場所
 - (1) 期間
平成26年2月12日から同年8月11日まで
 - (2) 場所
金沢市問屋町2丁目95番地
金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第33号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示します。

平成26年2月12日

金沢市長 山 野 之 義

区 分	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
車町団地居住者組合	代表者の氏名及び住所	徳野 隆 金沢市車町23番地	多賀 正人 金沢市車町56番地3	平成26年1月1日
田上本町町会	代表者の氏名及び住所	岡本 明男 金沢市田上本町レ8番地	谷内 守 金沢市田上本町レ5番地	平成26年1月12日
藤江南町会	代表者の氏名及び住所	廣瀬 悟 金沢市藤江南1丁目97番地1	浦野 勉 金沢市藤江南1丁目72番地2	平成26年1月20日
堅田団地町会	代表者の氏名及び住所	西野 謙三 金沢市堅田町甲150番地	久木 強 金沢市堅田町甲141番地2	平成26年1月12日
二俣町会	代表者の氏名及び住所	亀井 敬 金沢市二俣町こ2番地	杉岡 修次 金沢市二俣町い140番地	平成26年1月1日
山王町第一町会	代表者の氏名及び住所	坂井 喜一 金沢市山王町1丁目261番地	針澤 進 金沢市山王町1丁目22番地	平成24年4月1日
	代表者の氏名及び住所	針澤 進 金沢市山王町1丁目22番地	河村 和義 金沢市山王町1丁目285番地	平成25年4月7日

公 告

金沢農業振興地域整備計画を変更するため、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び当該農業振興地域整備計画を変更しようとする理由を記載した書面を次のとおり縦覧に供します。

なお、当該農業振興地域整備計画の変更案のうち、農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、本市にこれを申し出ることができます。

また、当該農業振興地域整備計画の変更案について意見のある本市の住民は、本市に対して意見書を提出することができます。提出された意見書については、その要旨及び処理結果を公告します。

平成26年2月12日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 農業振興地域整備計画の変更案の縦覧の期間及び場所
 - (1) 期間
平成26年2月12日から同年3月14日まで

(2) 場所

金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市農林局農業振興課

2 農用地利用計画の変更案に対する異議の申出先、申出方法及び申出期間

(1) 申出先

金沢市農林局農業振興課

(2) 申出方法

書面により持参又は郵送

(3) 申出期間

平成25年3月15日から起算して15日以内（郵送による場合における郵送に要した日数は、申出期間に算入しない。）

3 意見書の提出先、提出方法及び提出期間

(1) 提出先

金沢市農林局農業振興課

(2) 提出方法

持参又は郵送

(3) 提出期間

平成26年2月12日から同年3月14日まで（郵送による場合は、提出期間に提出先まで到着すること。）

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第36号）第6条第2項において準用する同条例第4条第1項の規定により、次の者の浄化槽保守点検業者登録簿を変更登録したので公告します。

平成26年2月12日

金沢市長 山 野 之 義

登録番号	名 称	所 在 地	変更登録年月日
13	金沢環境管理株式会社	金沢市増泉3丁目17番1号	平成26年1月21日

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第11条第7項の規定により、次の土地区画整理事業の施行者の変動の届出があったので、同条第8項の規定により、次のとおり公告します。

平成26年2月12日

金沢市長 山 野 之 義

土地区画整理事業の名称	事務所の所在地	施行認可の年月日	新たに施行者となった者の名称及び住所	施行者でなくなった者の名称
金沢港東部工業用地土地区画整理事業	金沢市幸町12番1号	平成21年10月14日	(名称) 石川県 (住所) 金沢市鞍月1丁目1番地	石川県土地開発公社

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第10条第1項の規定により、次の土地区画整理事業の規準の変更を認可したので、同条第3項において準用する同法第9条第3項の規定により、次のとおり公告します。

平成26年2月12日

金沢市長 山 野 之 義

施行者の名称	事業施行期間	施行地区	土地区画整理事業の名称	事務所の所在地	施行認可の年月日	変更の内容	変更認可の年月日
石川県	平成21年10月21日から平成28年3月31日まで	金沢市湊3丁目、近岡町及び御供田町トの各一部	金沢港東部工業用地土地区画整理事業	金沢市幸町12番1号	平成21年10月14日	事務所の所在地 (変更前) 金沢市幸町12番1号 (変更後) 金沢市鞍月1丁目1番地	平成26年2月4日

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により、土地区画整理組合の理事の就任の届出があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告します。

平成26年2月12日

金沢市長 山 野 之 義

金沢市副都心北部大友土地区画整理組合
就任した理事

氏 名	住 所	就任年月日
荒木 俊夫	金沢市大友1丁目151番地	平成26年2月2日
上村 哲夫	金沢市御供田町水39番地	平成26年2月2日
直 義則	金沢市大友1丁目57番地	平成26年2月2日
中川 伊佐夫	金沢市大友1丁目84番地	平成26年2月2日
濱田 利幸	金沢市御供田町口62番地	平成26年2月2日
袋 販吉	金沢市大友1丁目153番地	平成26年2月2日
南 茂光	金沢市近岡町513番地	平成26年2月2日
村井 清俊	金沢市大友1丁目78番地	平成26年2月2日
吉田 隆夫	金沢市大友1丁目69番地	平成26年2月2日

次の土地区画整理組合の事業計画の変更認可に係る申請があったので、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、当該変更事業計画を公衆の縦覧に供するため、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第3条の規定により、次のとおり公告します。

なお、利害関係者は、縦覧に供された変更事業計画について意見がある場合においては、平成26年2月12日から同年3月12日までに、金沢市長に意見書を提出することができます。ただし、都市計画において定められた事項については、この限りではありません。

平成26年2月12日

金沢市長 山 野 之 義

土地区画整理組合の名称	縦覧期間	縦覧場所	縦覧時間
金沢市木曳野土地区画整理組合	平成26年2月12日から同月26日まで	金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市都市整備局市街地再生課	午前9時から 午後5時45分まで

選挙管理委員会告示

●金沢市選挙管理委員会告示第4号

平成26年1月1日現在で調製した金沢市農業委員会委員選挙人名簿の農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第11条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項の規定による縦覧の場所を次のとおり定めたので、農業委員会等に関する法律第11条において準用する公職選挙法第23条第2項の規定により告示します。

平成26年2月12日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

場 所 金沢市広坂1丁目1番1号
金沢市選挙管理委員会

備 考 縦覧日時は、平成26年2月23日から同年3月9日までの間、
毎日午前8時30分から午後5時まで

監 査 公 表

●金沢市監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により実施した財務事務監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同条第9項の規定により当該報告を公表します。

平成26年2月12日

金沢市監査委員	西	村	賢	了
金沢市監査委員	中	島	秀	雄
金沢市監査委員	福	田	太	郎
金沢市監査委員	新	村	誠	一

第1 監査の概要

1 監査の対象部局及び実施期間

監 査 の 対 象 部 局 等		実施期間
市長公室	秘書課、広報広聴課、情報政策課、国際交流課、東京事務所	平成25年6月7日 、 平成26年1月30日
都市政策局	企画調整課	
	交通政策部 交通政策課、歩ける環境推進課	
	歴史文化部 歴史都市推進室、文化政策課、文化財保護課、歴史建造物整備課	
出納機関	会計課	
選挙管理委員会		
消防局	消防総務課	

2 監査を執行した監査委員

西村賢了、中島秀雄、福田太郎、新村誠一、高村佳伸、田中 仁

以下、監査委員の退任及び就任は次のとおりである。

- ・高村佳伸は平成25年6月24日に退任し、代わって同月25日に福田太郎が就任した。
- ・田中 仁は平成25年9月19日に退任し、代わって同月24日に新村誠一が就任した。

3 監査の範囲

平成25年度における財務に関する事務（ただし、必要と認められた平成24年度以前の事務を含む。）

4 監査の対象項目

- (1) 収入に関する事務
- (2) 支出に関する事務
- (3) 契約に関する事務
- (4) 財産管理に関する事務
- (5) その他必要と認める項目

5 監査の方法

財務に関する事務が法令等に従って適正かつ効率的に行われているかを主眼として監査を実施した。

また、監査に当たっては、あらかじめ関係資料の提出を求め、抽出により諸帳簿等の関係書類等について調査を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

第2 監査の結果

財務に関する事務の執行は、監査した範囲においてはおおむね適正に執行されていると認められたが、一部に次のとおり改善を必要とする事項があったので、内容を十分把握して適切な措置を講じられたい。

なお、軽微な事項については、関係課長に改善を促したので、記述を省略した。

1 収入に関する事務

(1) 督促事務

[指摘事項 (改善を必要とする事項)]

芸術文化施設の使用料未納分について、期限内に督促状を発行していないものが見受けられるので、適時適切に実施する必要がある。

【文化政策課】

(2) 減免事務

[指摘事項 (改善を必要とする事項)]

金沢市立博物館等施設入場料の減免について、現状の取扱いに一部不明確なものが見受けられるので、減免要綱を見直し、明確にする必要がある。

【文化政策課】

公 営 企 業 告 示

●金沢市公営企業告示第4号

金沢市ガス供給条例(昭和60年条例第48号)第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成26年2月12日

金沢市公営企業管理者 系 屋 吉 廣

1 平成25年10月1日から同年12月31日までの原料の平均価格等

- (1) 1トン当たり液化天然ガス平均価格 81,080円
- (2) 1トン当たり液化プロパン平均価格 92,210円
- (3) 1トン当たり平均原料価格 82,670円

2 原料価格変動額 18,900円

算式 82,670円(1トン当たり平均原料価格) - 63,730円(1トン当たり基準平均原料価格) = 18,900円(100円未満切捨て)

3 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額 + 18,900円(原料価格変動額) / 100円 × 0.082円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額に15.49円を加算した額になります(小数点第3位以下切捨て)。

4 平成26年3月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表

(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が10立方メートルまでの場合)	620円	242円45銭
B表 (1箇月の使用量が10立方メートルを超え20立方メートルまでの場合)	640円	240円45銭
C表 (1箇月の使用量が20立方メートルを超え60立方メートルまでの場合)	890円	227円95銭
D表 (1箇月の使用量が60立方メートルを超え130立方メートルまでの場合)	1,000円	226円12銭

E表 (1箇月の使用量が130立方メートルを超える場合)	1,650円	221円12銭
---------------------------------	--------	---------

●金沢市公営企業告示第5号

金沢市液化石油ガス供給条例（昭和63年条例第5号）第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成26年2月12日

金沢市公営企業管理者 系 屋 吉 廣

1 金沢湖陽住宅団地供給地点群

- (1) 平成25年10月1日から同年12月31日までの平均原料価格
1トン当たり 92,210円
- (2) 原料価格変動額 4,200円
算式 92,210円（1トン当たり平均原料価格）- 88,000円（1トン当たり基準平均原料価格）= 4,200円（100円未満切捨て）
- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額
算式 基準単位料金の額 + 4,200円（原料価格変動額）/ 100円 × 0.204円
この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額に8.56円を加算した額になります（小数点第3位以下切捨て）。
- (4) 平成26年3月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表
(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	430円39銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	421円29銭

2 瑞樹団地供給地点群

- (1) 平成25年10月1日から同年12月31日までの平均原料価格
1トン当たり 92,210円
- (2) 原料価格変動額 4,200円
算式 92,210円（1トン当たり平均原料価格）- 88,000円（1トン当たり基準平均原料価格）= 4,200円（100円未満切捨て）
- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額
算式 基準単位料金の額 + 4,200円（原料価格変動額）/ 100円 × 0.204円
この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額に8.56円を加算した額になります（小数点第3位以下切捨て）。
- (4) 平成26年3月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表
(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	430円47銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	421円37銭

3 南森本供給地点群

- (1) 平成25年10月1日から同年12月31日までの平均原料価格
1トン当たり 92,210円
- (2) 原料価格変動額 4,200円
算式 92,210円 (1トン当たり平均原料価格) - 88,000円 (1トン当たり基準平均原料価格) = 4,200円 (100円未満切捨て)
- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額
算式 基準単位料金の額 + 4,200円 (原料価格変動額) / 100円 × 0.204円
この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額に8.56円を加算した額になります (小数点第3位以下切捨て)。
- (4) 平成26年3月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表
(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	409円24銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	400円14銭

4 大浦・東蚊爪供給地点群

- (1) 平成25年10月1日から同年12月31日までの平均原料価格
1トン当たり 92,210円
- (2) 原料価格変動額 4,200円
算式 92,210円 (1トン当たり平均原料価格) - 88,000円 (1トン当たり基準平均原料価格) = 4,200円 (100円未満切捨て)
- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額
算式 基準単位料金の額 + 4,200円 (原料価格変動額) / 100円 × 0.204円
この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額に8.56円を加算した額になります (小数点第3位以下切捨て)。
- (4) 平成26年3月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表
(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	452円85銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	443円75銭

平成26年(2014年) 2月12日 印刷
平成26年(2014年) 2月12日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾 4 丁目 166 番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄